

行政視察報告書

この度、三重県伊賀市、兵庫県篠山市及び大阪府大阪市を視察した結果について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成26年10月31日

市出資法人に関する特別委員会

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 塩田 勉 |
| 副委員長 | 高橋 聖悟 |
| 委員 | 佐々木 誠 |
| 委員 | 立身万千子 |
| 委員 | 佐藤 清春 |
| 委員 | 高橋 和樹 |
| 副議長 | 遠藤 忠裕 |

横手市議会議長 木村清貴 様

平成26年度 市出資法人に関する特別委員会行政視察報告

平成26年10月20日～22日

◆ 三重県伊賀市 <<10月20日(月)>>

【伊賀市の概要】

近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ90分の距離。北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地で丘陵地が多い。上野市、伊賀町、阿山町、青山町、島ヶ原村、大山田村の1市3町2村が合併して誕生。伊賀流忍者の里や松尾芭蕉の出生地として有名。機械系業種を中心とする有力な内陸工業都市である。

◎調査事項

- ①伊賀市の第三セクター等の概要について
- ②伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例について
- ③伊賀市議会の出資法人等への関与について

○視察の概要

I 伊賀市の第三セクターの概要について

伊賀市の出資率が1/2を超える第三セクター等は、[株式会社 俳都ピア](出資率90%)/[伊賀市土地開発公社](出資率100%)/[公益財団法人 伊賀市文化都市協会](出資率100%)/[社団法人 大山田農林業公社](出資率51%)/[有限会社 大山田ファーム](出資率74%)の5団体。1/4を超え1/2未満については、[有限会社 新堂駅管理商会](出資率46%)/[伊賀森林組合](出資率30%)の2団体が存在する。市側の役員就任については、[株式会社 俳都ピア]の代表取締役が市長、その他数名の職員が役員に就任。また、[公益財団法人 伊賀市文化都市協会]に副市長が理事長として就任している。

近年の社会経済情勢により、財政援助団体等の経営状況が悪化し、結果として公費の支出が増大するという事態が発生しており、中でも公益財団法人伊賀市文化都市協会は、市の文化・体育施設等の指定管理者であるが、公益事業、収益事業の区別なき運用等により、一時、経営がひっ迫した状況になり、総務常任委員会の調査対象法人となるなど、伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例等を制定する過程においての発端となっている。

II 伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例について

財政援助団体等の経営状況が悪化し、公費が増大する事態が発生したことにより、市と財政援助団体等との関わり方、議会の監視権強化の必要性について、平成25年6月から総務常任委員会及び委員懇談会において、所管事務調査として委員間討議及び当局の聞き取り等を重ねている。その結果、「伊賀市自治基本条例・伊賀市情報公開条例等

により 1/4 以上の出資法人の情報公開を推進するとしているが、毎年、議会に報告されているのは、法令に基づく 1/2 以上の出資法人のみである」「伊賀市行財政改革大綱前期実施計画の実績及び進捗状況については、議員全員協議会において概要説明は受けているが、作成されている『外郭団体に関する調査票』の提出や詳細説明の機会がない」等の課題があげられている。これらの対策として浮上した案が、①財政援助団体等の議会への報告等を議会基本条例の中へ盛り込む。②条例等により縛り付けるのではなく、財政援助団体等に対する運用を統一しながら議会へ報告することを当局に申し入れする。③財政援助団体等の経営に係る報告や議会の意見陳述ができるといった関係条例を制定する。という 3 案に集約されている。



最終的には関係条例を制定する方針とし、当局と協議しながら「伊賀市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例案」の提案、並行して「伊賀市補助金等適正化条例案」「伊賀市公の施設に係る指定

管理者の指定手続等に関する条例の一部改正案」を提案し、制定に至っている。

条例案の策定に当たっては、三重県及び宇治市ほかの条例を参考としているが、特徴としては、出資法人による経営評価及びそれに対する市長の評価の実施と、それらを議会に報告すること、また、それに対し議会が意見を述べることができる等について規定していることである。なお、条例では、援助の多寡にかかわらず対象法人の全体を対象範囲に包含し、具体的な調査は、現実的な形で規則の中で定めて進めることとしている。

条例制定後は半年しか経過しておらず、特に大きな実績はないが、今後は、市が行う行財政改革の推進、市や財政援助団体が自ら行う評価やその実績に基づいた予算編成が期待されるほか、議会の監視権を強化できる等の成果を見込んでいる。

Ⅲ 伊賀市議会の出資法人等への関与について

地方自治法上の出資法人等の財政状況報告は、定例会開会日の本会議において、議長より報告事項として提出資料を配布。会期の各常任委員会で所管事務調査または全員協議会の付議事項として、その詳細を説明している議会が多いが、伊賀市議会では、報告案件として議事日程にあげ、市長が簡単な説明をし、質疑を行っている。財政援助団体への公費支出は、総務常任委員会所管事務との認識のもとに議論を重ね、関係条例案等を委員会提案し制定。今後は、各関係条例に議会への報告等の規定が盛り込まれたため、これに基づき、議会に詳細な報告が行われる予定である。

◆兵庫県篠山市 <<10月21日(火)>>

【篠山市の概要】

兵庫県中央部に位置し、自然環境に恵まれ、丹波篠山黒豆、丹波松茸、丹波焼き等の特産品が有名。市誕生から10年を経て、都市基盤の整備は進捗したが、財政状況など、市を取り巻く環境は厳しさを増している。07年を「篠山再生元年」とし、篠山再生計画（行革編、まちづくり編）を策定。財政再建化を果たしつつ、まちの活性化、住みよいまちづくりに取り組んでいる。

◎調査事項

- ①篠山市の第三セクター等の概要について
- ②篠山市の出資法人経営審査委員会設置条例について
- ③篠山市議会の出資法人等への関与について

○視察の概要

I 篠山市の第三セクター等の概要について

平成21年4月現在で篠山市の出資率が1/2を超える第三セクター等は、5法人あったが、組織改革による統廃合により、現在、1/4以上の出資がなされている法人は、[株式会社 アクト篠山](出資率33%)/[株式会社 夢こんだ](出資率50%)/[有限会社 グリーンファームささやま](出資率50%)/[一般社団法人 ノオト](出資率47%)の4団体が存在する。

市側の役員就任については、[株式会社 アクト篠山]の取締役にも副市長、[株式会社 夢こんだ]の取締役にも副市長、監査役に代表監査委員、また、[有限会社 グリーンファームささやま]に市長が代表取締役として就任している。それぞれの法人が、公益性のある事業実施や市の指定管理施設を運営している。

合併後の危機的な財政状況の中、平成21年10月、再生計画の実行段階で「株式会社 夢こんだ」が入湯税の納入が滞るといふ経営破綻に近い状態に陥っている。経営改善が進まない状況を打破すべく対策として、市長の諮問に応じる篠山市出資法人経営審査会を市の附属機関として設置し、経営審査並びに改革案を検討している。この結果、各施設の経営は徐々に改善され、特に「株式会社 夢こんだ」は、多額の負債等を抱えるものの赤字経営を脱出し、平成25年度まで4年連続の黒字経営となっている。

II 篠山市の出資法人経営審査委員会設置条例について

出資法人は、行政が直接対応することが困難または行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、公共的な事業を民間の経営ノウハウ等を生かしながら実施することを目的として設立されたものであるが、出資法人の経営いかなるかは、市の行政運営に影響を及ぼすことも考えられること。また、財政健全化法の施行により、平成20年6月に国から「第三セクター等の改革について」通知を受けたこと。

これらの対策として、必要に応じて市が関与する出資法人の経営状況を審査し、経営の健全化や経営の在りなどを検討すべく「出資法人経営審査委員会」を設置するとして、平成21年7月篠山市の出資法人経営審査会設置条例を制定している。

委員の構成は8名以内とし、任期は2年。実際の委員としては、学識経験者として弁護士、税理士、市民委員として、一級建築士、融資を担当する銀行員、民間会社社長、不動産鑑定士、青年会議所代表といった職業の方々が任命されているほか、篠山市付属機関等の委員の公募に関する条例



及び規則に基づき公募者1名を任命している。委員会事務局は、緊急性や重要性から市長直轄の秘書課で担当。弁護士、税理士を中心に経営破綻も視野に入れた厳しい議論が交わされたとのことである。

平成25年10月に2期目の任期を終え、市長に最終答申を行っており、その後は一定の役割に区切りがついたものとし、現在は休止状態となっている。最終答申の意見では、成果の検証ができない部分もあるが、経営状況の改善、当事者意識の改革につながるなど、経営審査会は一定の成果があったと報告されている。

この中で、経営審査会の運営において留意すべき事項としては、委員の選任が非常に重要であることと、委員会提出の資料は、決算情報の整理、指標化、問題点の抽出など、適切な精査を行った上、提出されることを望むとされていた。また、今後の市の指導監督の在り方については、市側と各法人の代表者を含め、定例的な意見交換の場を継続すること。出資法人のほか指定管理者等も含め、審査、指導、監督する市側の審査能力、情報処理能力を向上させるため、民間の会計処理等に精通した会計士、税理士等の導入が不可欠といった意見が述べられている。

Ⅲ 篠山市議会の出資法人等への関与について

地方自治法上の出資法人等の財政状況報告は、定例会開会日の本会議において、議長より報告事項として関係資料を配布している。第三セクター等の経営状況に関する一般質問はないが、マスコミに指摘されるなど運営自体に問題等があった場合には、質問ができることはある。また、市議会全体としての出資法人等に対する基本的なスタンスとしては、特に統一した考え方はないが、議員それぞれが非常に関心を寄せており、常任委員会で所管事務調査の中で、経営状況の質疑等を行っている。

◆大阪府大阪市 《10月22日（水）》

【大阪市の概要】

兵庫県中央部に位置し、大化の改新後「難波宮」が建設されてから1300年余。古代には国際港「難波津」を擁する海外への玄関口であった。今日の街の原型は16世紀に豊臣秀吉によってつくられ、以来、金融商工業の中心地として発展するとともに、文化・芸能・まちづくりなど様々な分野で日本をリードしている。

◎調査事項

- ①大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例について
- ②その他

○視察の概要

I 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例について

大阪市の外郭団体に対する市の関与や監理は、大阪市外郭団体監理要綱に基づき実施していたものの、財政状況が厳しくなったことに伴い、団体に対する出資、出捐といった資本的関与、競争性のない随意契約による事業委託や補助金などの財政的関与、職員派遣などの人的関与の見直しを行い、この進捗管理のための外郭団体等への関与と監理の取り組みの方針を明らかにするため、平成25年3月大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例を制定している。

監理要綱で外部団体評価会議という懇談会を設置していたが、同条例では、外郭団体に関する改革、外郭団体の監理運営に関する調査審議、そして市長に対する意見の具申の事務を行うという重要な付属機関として位置づけした上で設置することとしている。また、市の調査権は、基本的



に1/2以上を出資等している社団法人、財団法人及び株式会社とされているが、条例により1/4以上出資等をしている法人等に拡大できるため、その条例も同時に定めている。

当該条例案の市会財政総務委員会の審査では、「要綱で十分な成果や実績が上がっているのに、敢えて条例で窮屈にしなくてもよいのでは」という質疑に対して、「任意の取り組みでなくなるため責任等は増すが、総合的な評価を行い市会へ報告すること、市民への公表による透明性や公正性の確保の観点から必要と認識する」との答弁がなされている。

II その他

上記の視察調査は、大阪市会本会議開会中のため、市会図書室での資料収集によって行ったものである。

このほか、本委員会の調査事項と直接関係はなかったが、参考のため大阪市会本会議の一般質問を傍聴している。一問一答方式で行われていたが、行政改革の一環として公営企業である地下鉄事業やバス事業の民営化について等の議論が交わされる場面があり、出資法人等への対応と類似した視点もあり、興味深く拝聴したところである。

[所感]

・伊賀市では、自治基本条例の中に、市が出資及び補助、若しくは職員等を派遣している団体で、一定の基準を満たすものについては、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう市が指導に努めなければならないとしている。市では、これに基づき「外郭団体に関する調査票」「指定管理者制度運用マニュアルに基づく関係資料」「補助金等交付規則による関係資料」等を収集、保有している。しかしながら議会への報告機会が皆無だったり、簡略化していたりとの課題を議会側で問題視したもので、詳細な資料提出や説明、議会の意見陳述を盛り込んだ関係条例の制定に至っている。出資法人のみでなく、財政支援団体全般を包含した議会関与の制度としたことが、特徴であった。市議会の委員会が提出する政策立案フローを整理していることも非常に参考になった。

・篠山市出資法人経営審査委員会では、危機的状態にあった「株式会社 夢こんだ」の審査において、1年3か月の期間で3回の答申と14回の委員会を開催しており、当該法人の経営改善に大きく貢献したことは、紛れもない事実と考えられる。事務局は提出資料の収集等のみで、実際の運営や答申書の作成は委員会が自力で行ったとのことで、各委員の使命感と努力は計り知れない。いかに専門的な形で真剣に取り組むか、形骸的な経営審査委員会ではない運営及び答申が、出資法人の経営改善に大きく寄与する事例を確認できた。

◆ 最後に・・・・・・・・

各視察地とも、出資法人等の外郭団体や指定管理団体等に係る多種多様な課題を持ち、その対策に大変苦慮しており、それぞれの状況に応じた方策やスタイルでその対策に取り組んでいた。どの手法も対策を講ずるという点では前進であり、評価されるものであるが、その運用次第でその実績や成果に大きな差異が生まれると考えられる。

横手市議会としては、条例化により、出資法人等の審査、指導、監督の体系化を図っていくのか。それとも柔軟、迅速に対応するため、当局と協議し要綱等の整備を要請しながら、そのシステムを確立するのか。

今後、本特別委員会としては、今回の視察研修を参考に横手市に最適な手法を模索しながら協議を進めていくものである。